

陳 情 文 書 表 (令和元年11月29日定例会提出)

陳情第21号

既存住宅に対する地盤調査に対する補助金の交付に関する陳情書

令和元年10月25日受理

陳情者



稲岡邦彦

〔願意〕

平成12年の建築基準法以前に建てられた現在の耐震基準を満たしていない住宅が多く存在し、地震時、不同沈下、倒壊の可能性を秘めています。耐震化の促進のため、建物に対しては補助金がありますが、地盤調査に対する補助金等の交付がないため、陳情いたします。

〔理由〕

耐震診断、耐震改修など建物の耐震化に対しての補助事業は幾つかありますが、地盤の耐震化に対しての補助事業はありません。奈良県の盆地部において第3種、第4種地盤地域が多く分布しており、表層地盤が軟弱です。丘陵地においても宅地造成時の盛り土の転圧状況により、軟弱な地盤の宅地も存在します。

また、平成12年の建築基準法以前に建てられた現在の耐震基準を満たしていない住宅が多く存在し、地震時、不同沈下、倒壊の可能性を秘めています。

そこで、既存住宅の新築建てかえかリフォームを検討されている場合、地盤調査を行い、調査の結果を検討材料として予算を立てやすくすることで、住宅の耐震化の促進につなげることができます。既存住宅の建てかえ、リフォームのどちらでも、奈良市が地震、災害対策により注力している市であるとのアピールになり、人口の流出を防ぎ、新たな入居者の増加につなげることができると思われるため。